

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第77号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第5条の2の2第1項第4号中「(以下「危険物政令」という。)」を削る。

第9条の3第2項を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第17号」を「第18号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 炉・^{ちゅう}厨房設備・風呂釜・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機設置届出書（第7号様式）
- (2) 燃料電池発電設備・変電設備・内燃機関を原動力とする発電設備・蓄電池設備・急速充電設備設置届出書（第8号様式）

第12条中「第56条第18号」を「第56条第19号」に、「充てんする気球の設置の」を「充填する気球の設置の」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に改める。

「
炉・^{ちゅう}厨房設備・ふろがま・温風暖房機
第7号様式注以外の部分中 ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書 を
ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機
」

「
炉・^{ちゅう}厨房設備・風呂釜・温風暖房機
ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書 に改める。
ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機
」

「
燃 料 電 池 発 電 設 備
変 電 設 備 設 備
第8号様式注以外の部分中 内 燃 機 関 を 原 動 力 と す る 発 電 設 備 設 置 届 出 書 を
蓄 電 池 設 備
」

「
燃 料 電 池 発 電 設 備
変 電 設 備
内 燃 機 関 を 原 動 力 と す る 発 電 設 備 設 置 届 出 書 に、
蓄 電 池 設 備
急 速 充 電 設 備
」

「
 燃 料 電 池 発 電 設 備
 変 電 設 備
 内 燃 機 関 を 原 動 力 と す る 発 電 設 備
 蓄 電 池 設 備
を
「
 燃 料 電 池 発 電 設 備
 変 電 設 備
 内 燃 機 関 を 原 動 力 と す る 発 電 設 備 に 改
 蓄 電 池 設 備
 急 速 充 電 設 備
」
」

め、同様式注2中「又は内燃機関を原動力とする発電設備」を「、内燃機関を原動力とする発電設備又は急速充電設備」に改める。

第9号様式注以外の部分中「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、「充てんする気球を」を「充填する気球を」に、「充てん又は」を「充填又は」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の2第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(消防局予防部予防課)